

「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」富山県ブース出展事業業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

世界最大級の旅のイベントである「ツーリズムEXPOジャパン 2024」に富山県ブースを出展することで、本県の魅力を幅広くPRし、本県への誘客を促進するもの。

2 委託業務名

「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」富山県ブース出展事業業務

3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年1月 31 日(金)まで

5 予算額(委託費)の上限

金 5,410,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

6 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) ツーリズム EXPO ジャパン富山県ブース出展実行委員会(以下、「実行委員会」という。)との協議に柔軟かつ真摯に対応できること
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (4) 富山県から競争入札への指名停止を受けていないこと
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (6) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること
- (7) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 取締役等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - キ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き中若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者

- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 20 条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者)
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

7 委託業者選定方法

提出された企画提案書に基づき対面審査(プレゼンテーション)を実施し、受託候補者を決定する。

8 プロポーザル概要

(1) プロポーザル参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書(様式第1号)を令和6年7月10日(水)17時までに「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。なお、電話により電子メールの到達を必ず確認すること。

(2) 企画提案に関する質問

本プロポーザルに関する質問は、令和6年7月10日(水)17時までに質問書(様式第2号)を「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。なお、電話により電子メールの到達を必ず確認すること。

電話及び口頭による質問は受付けない。なお、質問に対する回答は、令和6年7月12日(金)までに県のホームページに掲載する。

また、以下の質問については回答しない。

- ア 評価基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) プロポーザルの辞退

企画提案参加者が事情により参加を辞退する場合は、令和6年7月19日(金)17時までに辞退届(様式任意)を「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。なお、電話により電子メールの到達を必ず確認すること。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加申込みをした事業者は、以下の書類を提出すること。

- ① 企画書 A4サイズ 様式自由(ただし、以下の事項を記載すること)
 - ア ブースのコンセプトを表現する具体的内容
 - イ ブースの実施計画
 - ウ ブースの全体に関する提案
 - エ ブースへの立ち寄り及び本県への旅行につながる仕掛け、取組み
- ② ブース図面 ブースのイメージが伝わるものを作成すること。(平面図、立面図)
商談会スペース、体験コーナー、特産品の試食・地酒試飲コーナー等の配置が分かるようにすること。
- ③ 実施体制 事業の実施体制、実施責任者の知識・経験、実施スケジュールを記載すること。
- ④ 経費見積書 デザイン費、制作費、管理費等の項目ごとに実態に即してできるだけ詳細に明記すること。
- ⑤ 会社概要

⑥業務実績 別紙様式第3号による。

【提出期限】 令和6年7月19日(金)17時

【提出先】 「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで

【提出方法】 電子メール(PDFによる)

なお、電話により電子メールの到達を必ず確認すること。

9 プレゼンテーションの実施

- (1)日 時 令和6年7月24日(水)午後 ※詳細については、参加者へ別途通知する。
- (2)場 所 富山県民会館
- (3)その他 プレゼンテーション参加者の説明時間は、1社あたり30分程度(説明20分、質疑10分)を予定。なお、説明の順序は、参加申込書(様式第1号)の受付順とする。

10 受託候補者の決定

- (1)審 査 上記9の審査により受託候補者を決定する。評価基準は、別紙「公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。
- (2)選定方法 ア 全審査員の合計点の最も高い業者を受託候補者として選定する。
イ 全審査員の合計点在同一の場合は、審査員の協議により受託候補者を決定する。
ウ 参加者が1社の場合、全審査員の合計点が最低基準(満点の50%)を満たす場合、受託候補者として選定する。
- (3)結果通知 審査結果については、後日書面で通知を行う。なお、採否に関する質問には回答しないものとする。
- (4)失格要件 次に掲げるものの提案は無効とする。
 - ①所定の日時、場所に提出しなかった場合
 - ②プロポーザルに関する条件、事項に違反した場合

10 契約

受託候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。(委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。)受託候補者と実行委員会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に契約の手続を行うものとする。

委託料には、企画の実施に要する費用その他一切の費用を含むものとする。

11 その他

企画提案に要する全ての経費は参加者負担とする。なお、提出された企画書等は返却しないものとする。

12 スケジュール(予定)

7月10日(水)17時	質問書提出締切、プロポーザル参加申込締切
7月19日(金)17時	企画提案書提出締切
7月24日(水)午後	プレゼンテーション実施
7月末(調整中)	委託事業者決定(予定)

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県地方創生局観光振興室観光戦略課 立山黒部・広域観光戦略担当 海老原、高橋

電 話 076-444-3382 E-mail: akankoshinko@pref.toyama.lg.jp